

## 奈良市いじめ問題再調査委員会の概要

審議会等の名称	奈良市いじめ問題再調査委員会
設置目的、担当事項	市長がいじめの重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、奈良市いじめ問題再調査委員会を設置する。
設置根拠法令等	いじめ防止対策推進法 奈良市附属機関設置条例
設置年月日	平成30年7月3日
委員数	7人以内
任期	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議を終了するまでとする。
委員構成	学識経験を有する者、弁護士、心理・福祉等に関して専門的な知識を有する者、医師であって精神保健に関して専門的な知識を有する者等
公開・非公開の別	公開 ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
担当課	子ども未来部子ども政策課